

平成29年12月14日

事業主・健康管理委員 様

東京文具工業健康保険組合

インフルエンザ予防接種補助事業の 接種対象期間と請求期限の変更について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では平成29年9月1日よりインフルエンザ予防接種補助事業を実施しております。

しかしながら、インフルエンザワクチンの供給量が昨年度より少なく、出荷時期も遅れが出ていることから、全国的にワクチンの入手が困難な状況となっております。そのため、近隣の医療機関で当組合の補助対象となる平成29年12月31日までに予防接種を受けられないというお問い合わせを、12月に入りいただくようになりました。

以上のことから、当組合では補助を受けられる予防接種期間の延長と、それにとまなう補助金請求の期限を延長することといたしましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、東振協契約医療機関で接種する場合の利用券の使用期間も下記のとおりといたします。

つきましては、事務担当者様にはお手数をおかけいたしますが、被保険者および被扶養者の皆様にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

〔補助の対象となる予防接種の期間〕

変更前：平成29年9月1日（金）～平成29年12月31日（日）

変更後：平成29年9月1日（金）～平成30年 1月31日（水）

〔補助金請求期限〕

変更前：平成30年1月31日（水）

変更後：平成30年2月 9日（金）

ご不明な点等がございましたら、当組合保健事業課（☎03-3866-8141）までお問合せください。